

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	R3錦糸町駅前歩道橋昇降設備(4号機)修繕
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京国道事務所長 福本 充 東京都千代田区九段南1-2-1
契約締結日	令和3年8月31日
契約の相手方の氏名及び住所	(株)日立ビルシステム 首都圏支社 第一営業部 東京都千代田区神田淡路町2-101
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥25,014,000
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥25,014,000
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、錦糸町駅前歩道橋に設置されているエスカレータの不具合の修繕を行うものであり、エスカレータの主要な部品の交換を行うものである。</p> <p>エスカレータなどの昇降設備は、不特定多数の一般市民が利用する設備であり、不具合により緊急停止が発生した場合、人身事故が起きる可能性が非常に高いため、適切な実施が不可欠であり、これらを損なえば管理瑕疵を招く重要な実施事項である。</p> <p>今回交換となる部品はエスカレータの駆動に関する主要部品であり、既設構造を熟知していることが必要である。</p> <p>その作業については、制作・施工会社である、左記会社が唯一の契約対象社である。</p>
備考	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。  
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。